

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>(1)基盤整備未整備エリア(10%)の考え方 基盤整備の遅延している残り10%の未整備エリアについては、整備のために1兆円を上回る投資額を必要とする上、ブロードバンドサービス利用による採算ベースに遠く及ばないことが予想できる。 これらの地域は、山間部や離島、過疎地域が多く利用者の多くが高齢化しており高度なブロードバンドサービスを自ら業務で利用する頻度は少なく、電話と地上デジタル放送以外は、医療、介護、教育、地域情報配信等の公共サービス利用が殆どであると考えられる。 これら未整備エリアのインフラ構築は、光ケーブル、HFC等の架空設備の架設距離が長く、狭隘で作業環境の悪い地域が多いため、電柱、管路等を含む屋外設備を既存の電力、電話、CATV ルート等を優先的に利用していくことが必要である。</p> <p>(2)インフラ設備構築の多様性について 有線設備によるブロードバンドインフラ設備の構築に対し、ワイヤレスアクセスによるインフラ構築のコストが検討の結果、安価であると判断される地域は、災害に強い安定した通信サービスの提供が可能なワイヤレスアクセス方式によるインフラ構築を選択すべきである。 これら対象エリアの既存インフラは地域毎の通信事業者の整備状況や利用者の構成、地域性により異なるため、対象エリアごとで主となる事業者を選定し公的支援の元に計画的で無駄の少ないインフラ構築が必要と考える。</p> <p>(3)基盤整備に向けた公共サービスの準備について 都市部と異なるこれら未整備エリアでのブロードバンドを利用した公共サービスは、医療施設や介護施設等の少ない地域性から遠隔医療対応や救急医療体制に関わる画像を利用した通信設備が必要となる。また、公共機関への各種申請処理や教育、地域活動を支援する画像、データの配信サービスや双方向でのコミュニケーション利用等遠隔地域に求められるサービスの充実が必要である。 これらの公共サービスや地域情報等の情報コンテンツの充実が地域住民の利用促進に繋がる最も重要な事項であり、構築しても利用されない「光の道」という状況とならないために必要な手</p>

	<p>立てであると考え。</p> <p>(4)利用者側の立場に立った情報系端末整備について 残り10%の未整備エリアにおいて今後、ブロードバンド利用率を向上していくには、機器の接続設定等を容易にできるような情報家電機器の更なる機能向上が必要である。</p> <p>(5)利用者側の立場に立った通信事業者の対応について 残り10%の未整備エリアにおいて今後、ブロードバンド利用率を向上していくには、情報家電を含む通信機器端末の接続設定や不具合に対する質問や要望に対応と支援がワンストップで行える通信事業者側の対応強化が必要であり技術の向上に継続的に追従できる技術者の育成が各通信事業者毎に必要なものと考え。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>(1)超高速ブロードバンド利用率向上の基本的考え方 企業やICT事業関係者を除く一般利用者にとっての超高速ブロードバンドの利用を促進するためには、①手頃で適正な利用料金、②豊富なコンテンツが絶対条件であるが、利用率が向上すればするほど、そのサービスの品質と安定性が重要となる。 NTT東西会社の市場独占による公正な競争の阻害を懸念し、電柱設備の利用方法のガイドライン策定や他事業者との相互接続ルール運用等現在まで諸施策が実施されてきたが、NTT東西会社側だけの問題ではなく相互に接続し通信サービスを提供する事業者の体制や運用面においても課題が多い。</p> <p>(2)NTT東西会社アクセス網の光化について NTT東西会社が保有するメタル設備の保守費用はNGNによる光化展開と並行して大きな設備投資となっている。これらのメタル設備は現状の需要数を維持するため老朽化した設備の更新や統合整理等を行い現状のサービスの提供維持を行っているが、災害時や一般工事による設備故障等を含め設備保守運用上のコストが大きな負担となっている。 減少傾向にある一般加入電話回線を全面的に光化し、IP電話化するような思い切った法的施策を実施することでメタル系技術者の不足や施設維持コストの課題が一部解決できる可能性は高い。 但し、現状一般電話機だけの加入者宅についてドロップ光ファイバによる引込線に張替えを行い、IP電話のためのHGWやVOIP機器の設置が必要となる。この際の機器レンタル料金の負担を各加入者に強いるのか公共サービスとして公費で負担するか判断が必要となる。公費負担とした場合、既にIP化を自費で行い、端末設備の機器レンタル料を自費負担している加入者に対する説明が必要となる。メタル設備の一掃についての論議にこの点について加味されていないことが大きな課題でありユニバー</p>

サルサービスの扱いとともに早々に決定が必要であり通信設備や通信事業者の分離分割と合わせて検討すべき重要な課題であると考えらる。

現在保有のNTT東西会社のインフラ設備についてスムーズな光化マイグレーションを実施していく上でNTT東西会社の構造分離実施は、組織構造上更に複雑にする恐れがあり問題が多いと推測できる。

(3)NTTのアクセス網分割や部分貸出によるデメリットについて

・アクセス網の一部回線の他事業者貸出を行う場合、その設備の構築時や維持運営上のコスト負担を軽視しており、投資におけるインセンティブを奪うに等しい行為であり公正な競争に該当しないと考えられる。

・アクセス網を複数の事業者で運用する方式では、採算性を重視するため過疎地域でのブロードバンド化をユニバーサルサービスとして実現できない。(事業者間の競争原理によりエリアによるコスト差が拡大する)

・光配線系設備の部分貸出を拡大する場合、架空接続クロージャ内の心線収納やスプリッタモジュール等を貸出用途別や事業者別に分離する必要がある、クロージャ内部の複雑化と回線確認や接続作業の負担増加に繋がり、結果としてサービス提供上のコスト上昇の一因となる。

・複数の事業者管理による回線が輻輳したケーブルを道路拡幅や橋架け替え等支障移転工事を行う際、回線の借用が困難となり切替工事に長期の期間が必要となり、サービスの低下に繋がる。

・光配線系設備を複数の通信事業者で相互に接続し構築した場合、災害時の復旧作業を行う場合、回線の故障位置判定や故障修理時の材料及び作業者の手配等複雑となるため災害等支障時のサービスの低下が予想される。

・複数事業者を経由した回線貸出を行った際、使用するシステムの用途や伝送回線性能上の規格が不明確となり回線故障発生時に適切な復旧ができない。

・回線管理を複数の通信事業者で行う場合、回線使用者(お客様)の情報の取扱いが困難となり回線切替時や災害復旧時の回線確認等対応が困難となる。

・NTT東西の屋外設備について各地域の気候風土に合わせた設備規格を定め暴露試験等の耐久性確認を実施した上で長期の使用に耐えうる構造物構築を行ってきたが、今後、複数事業者がコスト優先の考えによる独自規格で設備を構築する場合、安価であるが短命で信頼性の低い設備となる危険性が高い。